

事 務 連 絡

平成24年11月5日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生
主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼
しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお
願いたします。

平成24年11月5日

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年10月22日に提出すべき、平成24年7月分から平成24年9月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
医療法人大植会葛城病院 大阪府岸和田市真上町250-1	平成24年12月1日から 平成24年12月31日まで
仙北組合総合病院 秋田県大仙市大曲通町1番30号	
財団法人星総合病院 福島県郡山市大町二丁目1-16	
北村山公立病院 山形県東根市温泉町三丁目15番1号	
綾瀬循環器病院 東京都足立区谷中3-12-10	
山梨赤十字病院 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1	

病 院 名	適 用 期 間
福岡市民病院 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番1号	平成24年12月1日から 平成24年12月31日まで
医療法人埼玉成恵会病院 埼玉県東松山市大字石橋1721番地	
医療法人康麗会笛吹中央病院 山梨県笛吹市石和町四日市場47-1	
J A 静岡厚生連遠州病院 静岡県浜松市中区中央一丁目1番1号	
医療法人社団誠和会牟田病院 福岡県福岡市早良区干隈3丁目9番1号	
医療法人芳和会くわみず病院 熊本県熊本市中央区神水1丁目14-41	
医療法人社団井口会総合病院落合病院 岡山県真庭市落合垂水251番地	
白浜はまゆう病院 和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地	
医療法人潤愛会鮫島病院 鹿児島県鹿児島市加治屋町9-8	
医療法人社団札幌道都病院 北海道札幌市東区北17条東14丁目3番2号	

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

データ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添3の第26の4の3において、「データ加算については、厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータの提出が、厚生労働省において確認され、その旨を厚生労働省保険局医療課より通知された病院において届け出ることができること。」とされているところである。

今般、以下の病院において、「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータ提出の実績が認められ、データ提出加算の算定が可能となっているので、その旨、通知する。その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病院名	住所
豊岡第一病院	埼玉県入間市大字黒須1369-3
秩父市立病院	埼玉県秩父市桜木町8-9
産業医科大学若松病院	福岡県北九州市若松区浜町1丁目17-1